

令和4年第8回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年8月19日(金) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1番 岡森 喜与一

2番 山本 長栄

3番 松ノ木 睦男

4番 新田 善男

6番 細川 仁

7番 堂屋 剛

8番 木村 正美

農地利用最適化推進委員

雫石 藤村 博志

雫石 福崎 公博

雫石 徳田 雅博

雫石 田村 國彦

御所 吉田 光彦

御所 米澤 晃

御所 川口 英敏

御所 細川 健一

西山 高橋 浩之

西山 柿木 一明

西山 山田 裕明

西山 松本 光正

御明神 伊藤 庄一

御明神 南野 久晃

御明神 木村 久雄

4 欠席した委員

農業委員 5番 舛澤誠一、9番 山崎忍、10番 八丁野よし子、11番 坂下千枝子

推進委員 御明神 夷森和人、御明神 砂壁純也

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6号の規定による届出について

報告第3号 農地の現状変更に関する工事完了について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第4号 適用外証明願に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上村 光俊、係長 高橋 恵、主任 川村 佳樹

開会時間 午後1時55分

議 長 只今から令和4年第8回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席議員は農業委員7名、推進委員15名、計22名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達して
おりますので、本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

上村局長 (資料に基づき説明)

議 長 事務局より報告がありました。確認したい事などはございませんか。

(なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の
規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会議録署名人には4番、新田善男委員、6番、細川
仁委員、書記には事務局の高橋係長、川村主任を指名いたします。
次に報告第1号～第3号を行います。事務局の説明を求めます。

高橋係長 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届け出について、2件提
出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。
報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届け出について、1件
提出があり、貸主自ら耕作するため賃貸借契約が解約されたものです。
報告第3号、農地の現状変更に関する工事完了の届け出について、1
件提出があり、現地を確認したところ、5ページにありますように、現
在は野菜を栽培しており、適切に保全管理されていることから問題ない
ものと思われまます。

議 長 事務局から報告がありました。これに質問などございませんか。

8番 木村委員 報告第3号ですが、変更前と変更後では、どの部分を変更して野菜を
栽培するようにしたのか教えてください。

川村主任 変更前の写真を見て頂ければ、石積みの部分が約1m高い位置にあり、
切土をして舗装面と同じ高さにして、豆を栽培している状況です。

8番 木村委員 写真では庭を改造したような感じで、ビニールハウスも変更前の写真には無いので違う場所のように見えますが。

川村主任 変更前の写真の奥に以前住宅が建っていましたが〇〇で無くなり、今回の申請地は、隣に元々あった畑を切土して高さを下げています。

高橋係長 補足ですが、変更前と変更後の写真にそれぞれ電柱が写っており、同じ場所から写した写真となります。

8番 木村委員 写真の位置関係と場所は分かりました。石積みのブロック塀部分を撤去したとの事ですが、切土をしただけでは見えないのですが。

川村主任 石積みのブロック塀部分が〇〇との境目です。今回、現状変更の申請があったのが〇〇で、〇〇がブロック塀の境になっています。〇〇さんの所有地と、今回取得した土地の高さが違うため使いづらいので、切土をして使いたいということで申請があったものです。

議 長 〇〇は〇〇で家がなくなった場所より一段高いところにあった畑で、申請者の〇〇さんが購入し切土をして耕作しやすくしたそうです。

8番 木村委員 申請者の隣の畑との事ですが、写真で人が立っている所は道路だと思いますが、畑はどの辺りでしょうか。

川村主任 4ページの写真を見て頂きたいのですが、〇〇は宅地で、以前に〇〇さんから完了報告が来た時は境が分からない状態でした。今回の現地調査で確認した時は境がちゃんと分かり、変更後の写真で大豆を栽培している奥の電柱の手前が宅地で、境もはっきりしていました。

8番 木村委員 高さを揃えたというより、元々農地では無かった所に隣接する農地の高さを合わせて耕作したという事ですね。

川村主任 元の所有者がこの場所で家庭菜園程度でしたが農地として使っており、所有者も変わって畑が使いづらいので高さを合わせたいとの相談を受けて、今回現状変更したものです。

議 長 他にございませんか。

7番 堂屋委員 畑の奥のハウスや車が停まっている場所は農地ではないのですね。以前見た時に、〇〇になった場所は傾斜になっていて低い土地だった気がしますが、雨が降った時に土砂の流出などは大丈夫ですか。

川村主任

トラックがある土地は〇〇で、農地ではなく山林です。傾斜地ではこの事ですが、完了報告書が出された時に一度現地確認した時は、道路に向かって低くなっていましたが、その後、トラクターで平らに改良して頂いたそうで、土砂の流出は大丈夫だと思います。

議 長

他にございませんか。

(なし)

議長

なければ報告第1号～第3号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定を議題といたします。事務局の説明を求めます。

川村主任

議案第1号の内容について説明します。

《番号1 議案朗読》

新規就農するため賃貸借を新規で設定しようとするものです。

《番号2 議案朗読》

農業者年金継続受給のため使用貸借を更新しようとするものです。

《番号3 議案朗読》

農業者年金継続受給のため使用貸借を更新しようとするものです。

以上説明しました案件に係る調査書を13～14ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われま

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を2番、山本委員にお願いいたします。

2番 山本委員

8月16日、私、藤村推進委員、吉田推進委員の3班3名と事務局で現地を確認して来ました。

それでは、番号1について報告します。現地を確認したところ、適切に保全管理されており、賃貸借後は野菜を栽培する計画であることから問題ないものと思われま

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございせんか。

8番 木村委員

番号1ですが、新規就農する〇〇さんは〇〇から来て就農されるとの事で、機械等の記載がありませんがどうされるのですか。それと、〇〇さんと〇〇さんはどのような関係でしょうか。〇〇さん一人で就農するとの事ですが、一人で大丈夫なのでしょう

川村主任 機械関係はトラクターを2台所有しており、資料には記載されていませんが、〇〇に農地を借りて産直に野菜を販売しているそうです。〇〇さんと〇〇さんの関係は第三者的な関係で、以前に少しだけ借りていた農地が気に入って、今回賃貸借契約を正式に結ぶことになりました。きゅうり、オクラ、白菜、トマトの4種類を生産し、産直で販売する計画となっています。実際は一人でやるとの事ですが、義理の母や長男も手伝いに来ているそうです。

8番 木村委員 〇〇の方ではどのくらい作付をしているのか分ければ教えて下さい。

川村主任 〇〇での作付面積は把握していませんが、賃貸借契約は結んでおらず、経営農地としては持っていないため、どの程度の規模で経営しているのかは、こちらでも把握していません。

8番 木村委員 〇〇からトラクターで来るのか、トラックなどで運搬してくるのか状況によっても違うかと思いますが、決して近い距離ではないので大変だと思いますが、その関係の説明はありましたか。

川村主任 経路は30分以上かかる距離ではありますが、そこまでの聞き取りはしていません。賃貸借する農地は元々放置されていた所で、トラクターを持ってきて保安全管理していますし、やる気のある方です。

議 長 他にございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定を議題といたします。事務局の説明を求めます。

川村主任 議案第2号の内容について説明します。

《番号1 議案朗読》

〇〇等に係る一時転用のため賃貸借しようとするものです。本案は、申請者が管理している〇〇が破損していることが発覚し、その工事に伴う車両運搬路や作業場所等のため一時転用する計画ですが、計画面積も

妥当であり、農振法に規定する農用区域内の農地及び第1種農地であります。農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であることから農地転用許可基準を満たしているものと思われま。

《番号2 議案朗読》

〇〇等に係る一時転用のため使用貸借しようとするものです。本案は、〇〇に係る〇〇等を整備する目的で一時転用する計画ですが、計画面積も妥当で、農振法に規定する農用区域内の農地ですが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であることから農地転用許可基準を満たしているものと思われま。

《番号3 議案朗読》

〇〇新築のため贈与しようとするものです。本案は、息子の〇〇さんが父である〇〇さんの所有する農地に〇〇を新築する計画ですが、計画面積も妥当であり、申請農地は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、〇〇等で集落接続して設置されることから農地転用許可基準を満たしているものと思われま。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告の番号1と2を吉田推進委員に、番号3を藤村推進委員にお願いいたします。

吉田推進委員

番号1と2についてご報告します。始めに番号1ですが、申請地は農業用通路及び牧草が作付けされている状況で、かつ一時転用であるため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ました。

番号2ですが、現地は適切に保安全管理されている状況で、番号1と同様に一時転用であるため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ました。なお、番号1、2共に事前着工はありませんでした。

藤村推進委員

番号3についてご報告します。現地を確認したところ適切に保安全管理され、申請箇所には測量後の境界杭や建築予定場所の区画が設置されており、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ました。なお、事前着工はありませんでした。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定を議題といたします。本案は、所有権移転の番号1が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当しますので、これに該当しない案件と分割して審議することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、分割して審議いたします。初めに、利用権設定の番号1と2について事務局の説明を求めます。

川村主任 議案第3号の内容について説明します。
初めに、利用権設定の計画内容について説明します。
《番号1、2 議案朗読》
番号1、2ともに、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので、利用権設定の番号1と2は原案のとおり決定しました。次に、所有権移転の番号1を審議いたします。本案は、〇〇委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

川村主任 次に、所有権移転の計画内容について説明します。
《番号1 議案朗読》
こちらにつきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要

件を満たしており、許可相当であると認められます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、所有権移転の番号1は原案のとおり決定いたしました。

(〇〇委員 着席)

議 長 次に、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定を議題といたします。事務局の説明を求めます。

川村主任 議案第4号の内容について説明します。

《番号1 議案朗読》

非農地となった事由は、農地法の手続きが必要な土地とは知らず昭和52年頃に隣接する宅地に住宅を新築した当時から、宅地の一部として隣接する宅地と一体的に利用がされてきたとのことです。なお、現地は宅地の一部として管理スペースとして利用されている状態でした。以上、説明しました案件にかかる現地確認書を25ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過し、農地に復旧することは困難であり、農地法第2条第1項に規定する農地ではないと思われま

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を2番、山本委員にお願いいたします。

2番 山本委員 申請地を確認しましたが、事務局からの説明のとおり状況であり、現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断して来ましたが、皆様のご審議をお願いします。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

8番 木村委員 参考資料に申請建物の表示がありますが、何かを建てようとして今回

農地だと分かったのか、差し支えなければ教えてください。

川村主任 申請建物と書いてある場所には元から農作業用の格納庫が建っており、今回建て替えのために調査したところ農地であることが判明し、宅地にしないと建て替えられないと相談があり、宅地の一部として使っていたとの事でしたので、適用外証明願を提出していただきました。

議長 他にございませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。只今の議案について、原案を可とする事に賛成の方は挙手願います。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手ですので、議案第4号は、願い出のとおり証明する事に決定いたしました。

以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時40分

以上が令和4年8月19日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 4 年 8 月 19 日 開催

議長 会長

議事録署名人 4 番

6 番
